

令和 7 年度 第 8 回

郡 市 医 師 会 長 会 議

日時 令和 7 年 12 月 18 日 (木)

16 時 00 分～

場所 5 階 大会議室

会 長 挨 捶

協 議 事 項

- 1 次期埼玉県医師会代議員の議席の指定について
桃木常任理事

- 2 会長・副会長・常任理事協議事項について

【都市医師会長検討事項】

報 告 事 項

- 1 第 183 回埼玉県医師会臨時代議員会の次第について
桃木常任理事

日時：令和 8 年 3 月 19 日 (木) 14:30～

場所：埼玉県県民健康センター 2 階 大ホール

- 2 医療事故調査制度の相談事案（令和 7 年 8～10 月分）について
松本常任理事

※件数 8 月：2 件、9 月：0 件、10 月：0 件

3 診療に関する相談件数等について（令和7年11月分）

松本常任理事

※件数 3件

4 元保険医療機関への対応について

小室常任理事

関東信越厚生局

5 更新時集団指導（医科）の実施について

小室常任理事

関東信越厚生局

6 埼玉県医師会グループ生命保険の加入状況について（資料なし）

高木常任理事

7 会長・副会長・常任理事報告事項について

そ の 他

桃木常任

次期埼玉県医師会代議員の議席の指定について (資料なし)

次期代議員の任期

令和8年2月1日～令和10年1月31日

桃木常任

第183回 埼玉県医師会臨時代議員会 次第

日時 令和8年3月19日（木）午後2時30分
場所 埼玉県県民健康センター 2階 大ホール

1. 開 会

1. 臨時議長選出

1. 議事録署名委員指名

1. 会長挨拶

1. 埼玉県医師会代議員会議長及び副議長の選定

1. 議 事

第1号議案 日本医師会代議員及び予備代議員の選出について決議を求める件

第2号議案 令和7年度埼玉県医師会会員の会費減免申請に関し承認を求める件

第3号議案 令和8年度埼玉県医師会会員の会費減免申請に関し決議を求める件

1. 報 告 事 項

(1) 令和8年度埼玉県医師会事業計画

(2) 令和8年度埼玉県医師会収支予算

1. 会長挨拶

1. 閉 会

厚生労働省 関東信越厚生局

報道関係者 各位

令和7年11月20日

【照会先】

関東信越厚生局東京事務所

指導課 西賀、川端、半田

電話 03-6692-5126

東京都保健医療局 保健政策部

国民健康保険課 宮川、黒澤

電話 03-5320-4170

都庁内線 34-610

元保険医療機関への対応について

令和7年11月19日、関東信越地方社会保険医療協議会において、「保険医療機関の指定の取消相当」について、これを妥当とする建議がありました。

これを受け、関東信越厚生局長は、以下のとおり対応しましたのでお知らせします。

【内容】

保険医療機関の指定の取消相当

- (1) 名 称 医療法人社団 風心会
アイコールメディカル在宅クリニック
- (2) 所 在 地 東京都立川市曙町一丁目30番12号
JPトラストビル2階
- (3) 開 設 者 医療法人社団 風心会 理事長 吉野 美裕紀
- (4) 指定取消相当年月日 令和7年11月21日

※ 当該保険医療機関は、令和6年5月31日付けで保険医療機関の廃止をしていることから指定の取消相当の取扱いとするものです。指定の取消相当の取扱いとは、指定取消の行政処分と同等の取扱いをするものです。

【取消相当に至った経緯】

令和2年2月から令和3年3月にかけて審査支払機関及び保険者等から情報提供があり、その内容は、受診していないにもかかわらず受診したことになっているものや、保険診療では原則認められない16キロメートルを超える往診を行っているというものであった。

個別指導の実施通知を送付したところ、正当な理由なく欠席したことに加え、不正な診療及び不正な診療報酬請求が強く疑われたため、令和4年2月から令和7年1月まで計14日間の監査を実施し、結果として「取消相当の主な理由」に記載した事實を確認した。

【取消相当の主な理由】

当該保険医療機関の監査を実施した結果、以下の事実を確認した。

- (1) 実際には行っていない保険診療を行ったものとして診療報酬を不正に請求していた。
(架空請求)
- (2) 実際に行った保険診療に行っていない保険診療を付け増して、診療報酬を不正に請求していた。 (付増請求)
- (3) 保険診療として認められないものを、保険診療を行ったものとして診療報酬を不正に請求していた。 (その他の請求)

【診療報酬の不正請求額】

監査で判明した不正件数、金額は次のとおり。

件 数 3 件

不正請求額 1, 438, 073 円

※ なお、監査で判明した以外の分についても不正請求等があったものについては、監査の日から 5 年前まで遡り、保険者等へ返還させることとしている。

小室常任

事務連絡
令和7年11月27日

一般社団法人 埼玉県医師会長様

関東信越厚生局長

更新時集団指導（医科）の実施について

社会保険医療行政の推進につきましては、平素から格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度、健康保険法第73条（船員保険法第59条において準用する場合を含む。）、国民健康保険法第41条及び高齢者の医療の確保に関する法律第66条の規定により、集団指導を実施することとしています（eラーニングを視聴することにより集団指導に出席したものとみなします）。

つきましては、別添のとおり関東信越厚生局と埼玉県による集団指導（eラーニング）を実施する旨該当の保険医療機関に通知いたしますので、お知らせいたします。

関東信越厚生局 指導監査課 大石、大山
〒330-9727
埼玉県さいたま市中央区新都心2-1
さいたま新都心合同庁舎検査棟2階
電話 048-851-3060、FAX 048-851-3067

別添

関厚発 第 号
令和 年 月 日

郵便番号
住所
○○医院
開設者 ○○ ○○ 様

関東信越厚生局長

更新時集団指導（医科）の実施について（通知）

社会保険医療行政の推進につきましては、平素から格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度、健康保険法第73条（船員保険法第59条において準用する場合を含む。）、国民健康保険法第41条及び高齢者の医療の確保に関する法律第66条の規定により、集団指導を実施することとしていますが、eラーニングを視聴することにより集団指導に出席したものとみなします。

つきましては、下記のとおり関東信越厚生局と埼玉県による集団指導（eラーニング）を実施いたしますので、視聴可能期間内に視聴されるよう通知します。

記

1 目的

6年に1回の保険医療機関指定更新時期を機に、保険医療機関における保険診療等について定められている「保険医療機関及び保険医療養担当規則」等をさらに理解していただき、保険診療の質的向上及び適正化を図ることを目的としています。

2 視聴方法

関東信越厚生局のホームページに掲載している集団指導（eラーニング）用URLからログインページにアクセスし、必ず下記5及び6のログインID及びログインパスワードによりログイン後、下記4の視聴可能期間中に集団指導用コンテンツの視聴を完了してください。視聴を完了しなければ、集

別添

団指導に出席したとみなされませんのでご留意ください。

また、インターネット環境が無い等の理由により、e ラーニングの受講が困難な場合は、関東信越厚生局指導監査課まで来所いただき、視聴することができます。詳細につきましては、連絡先までお尋ねください。

なお、ログインの方法等につきましては、別紙をご参照ください。

3 指導実施日（視聴期間最終日）

令和7年12月31日（水）

4 視聴可能期間

令和7年12月1日（月）から令和7年12月31日（水）まで

5 ログインID（全て半角）

r + 都道府県コード 11 + 保険医療機関コード 7桁

（例）r117654321

※必ず本通知記載のIDと下記ログインパスワードでログインをしてください。他のIDやパスワードでは、出欠確認がとれなくなります。

6 ログインパスワード（全て半角）

saitama071231

7 指導対象者

開設者、管理者、保険医

8 留意事項

最後まで視聴いただき、必ず画面右上の「終了」ボタンをクリックしてください。「終了」ボタンをクリックせずに視聴を終了した場合、視聴記録が残りませんのでご注意ください。

視聴困難な場合等のお問合せにつきましては、次の連絡先までお願いします。

（連絡先）

関東信越厚生局

指導監査課 大石 大山 三上

〒330-9727

埼玉県さいたま市中央区新都心2-1

さいたま新都心合同庁舎検査棟2階

電話 048-851-3060、FAX 048-851-3067